

平成22年度 北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置
 【特定のテーマ:道税の賦課及び徴収事務について】

区分	改善を要する事項	講じた措置	
個人道民税	意見1	地域間の徴収率の格差の是正による公平性の確保を目指し、市町村と連携して徴収対策を進めるため、「市町村別徴収成績向上対策分析表」や「市町村別徴収成績向上対策検討表」の活用の徹底や、滞納整理の取り組み状況の把握（消滅時効による不納欠損額や差押件数など）に着目した分析表の改善を検討すべきである。	平成24年3月に「道税び市町村税の徴収対策向上対策の推進について」（平成17年4月28日付け税務第128号総務部長、企画振興部長通達）等を改正し、滞納整理の取組状況等を把握・分析するための様式を整備するとともに、平成24年7月の個人道民税対策会議でこれらの様式の徴収対策への活用を徹底します。
	意見2	個人道民税の収入未済額の7割以上を占める主要都市との連携を一層強化するため、「市税及び道税の徴収対策検討会」の継続などの取り組みを推進すべきである。	平成23年8月4日に、都市部11市の納税担当課長等が参集した「市税及び道税の徴収対策検討会」を開催し、情報交換や道と各市が連携した徴収対策等について協議しました。 また、来年度以降も継続し、各市と連携した取組を強化することとします。
	意見3	地方税法第48条に基づく市町村からの徴収の引継による「直接徴収」を推進するため、道が優先的に引継ぐ高額や悪質な滞納事案の基準を明確にするなど、市町村に対して道の支援方針を示すことにより、市町村の道に対する引継協議の判断を容易にするなど、困難事案について道が市町村を全面的にバックアップする姿勢を強化すべきである。また、公平性の観点から、地域間格差の是正を図るため、徴収率の低い市町村からの引継ぎを増やすことを目標として掲げ、本制度を推進すべきである。	「直接徴収」については、平成23年度道税事務運営方針において、重点的に徴収対策を講じる必要がある市町村を対象に積極的に実施するよう定めるとともに、平成23年7月の個人道民税対策会議において、市町村の意向を十分に踏まえながら、収入未済額が多額であったり、徴収率が低い市町村に対し、優先的に働きかけを行うよう指示しました。
	意見4	地方税法に基づく原則である事業者による給与からの特別徴収について、市町村と連携し、マスコミを通じた広報や、未実施事業者への訪問、パンフレットの配布、税理士等関係団体への協力要請など、全道での取り組みの成果を共有し、積極的な対策を講ずるべきである。	特別徴収拡大の取組を全道的に展開するため、平成22年度全道税務関係課長会議において各振興局等の取組の成果を共有するとともに、平成23年度道税事務運営方針の重点実施事項に追加しました。 さらに、「個人住民税の特別徴収の拡大に向けた取組について」（平成23年4月28日付け税務第268号総務部長、総合政策部地域振興監通知）により、振興局等に特別徴収制の拡大について取り組むよう指示した上で、5月にテレビ会議を開催し、具体的な取組内容を周知しました。 また、併せて、本庁において北海道税理士会及び北海道法人会に対し協力要請を行いました。
	意見5	個人道民税の徴収率を向上させる観点から、市町村の広域的な徴収組織である滞納整理機構について、引き続き、設立の促進や、取り組みへの助言や情報提供などの支援を行うべきである。	税務事務の広域化を検討する、広域連携促進検討会（税務WG）に参加するなどして、新たな広域徴収組織の設立の方向性などを議論しています。 また、既存の徴収組織に対しては、道税のベテラン職員を派遣するほか、各振興局で情報提供などの面でバックアップするなど支援を継続します。
法人道民税	指摘6	一部の振興局等において、法人税不合法人調査書の進捗管理が適切ではなく、多数の未処理が生じていたことから、今後、このような未処理が生じないよう事務処理を徹底すべきである。	指摘を受けた振興局に対しては平成22年9月に個別指導を行い、平成21年度末で438件あった未処理は、平成23年10月現在全て処理していることを確認しました。 また、平成23年7月の事業税係長会議において、事務処理の適正化について周知を行うとともに、平成23年度道税事務指導において指導事項とし指導を行いました。
	指摘7	一部の振興局等において、法人税不合法人調査書への記載・押印に不備があったことから、今後、このような不備が生じないよう事務処理を徹底すべきである。	指摘を受けた振興局に対しては平成23年3月に個別指導を行いました。 また、平成23年7月の事業税係長会議において、事務処理の適正化について周知を行うとともに、平成23年度道税事務指導において指導事項とし指導を行いました。
	意見8	他都府県に本店がある法人を把握する調査（未届分割法人調査）については、全ての振興局等で実施すべきである。	平成23年度道税事務運営方針の重点事項として、全ての振興局等で実施することとし、平成23年7月の事業税係長会議において、調査方法等の指示を行うとともに、平成23年度道税事務指導において指導事項とし指導を行いました。
	意見9	法人道民税の減免申請書は自主的に提出されるべきものであり、課税の公平及び事務の効率化の観点から、未提出者に対し何度も電話催促するなどの過度な事務対応については検討すべきである。	平成23年7月の事業税係長会議において、年度内に減免申請書が提出されない場合は課税等の処理を行うよう指示しました。
	意見10	2以上の道府県に事務所等を有する法人の法人道民税に係わる分割基準（従業員数）が適正であることを確認するための調査について、運用方法を定めた上で実施すべきである。	新規分割法人（本道本店）を対象に調査を実施することとし、平成23年7月の事業税係長会議及び同年8月11日付け主幹事務連絡で調査方法などについて指示しました。

平成22年度 北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【特定のテーマ:道税の賦課及び徴収事務について】

区分		改善を要する事項	講じた措置
	意見11	事務の効率化及び納税者の利便性の向上の観点から、エルタックスを利用した電子申告を促進するため、広報等による周知や、市町村など関係機関との連携を図り、積極的な利用拡大を行うべきである。	市町村広報紙や税理士会報による広報の依頼、税理士へ個別の働きかけや法人二税申告書にリーフレットを同封する等の取組みを継続して実施しており、平成24年1月末の利用率は45.9%となり、前年同期より8%伸びています。 また、平成23年度から新たに総合政策部市町村課と協同して、電子申告未整備市町村に対する導入促進等の働きかけを行うよう、平成23年4月28日付け総合政策部地域振興監及び総務部長通知により各総合振興局等に指示し、各総合振興局等では市町村長、関係部長等に対して電子申告導入に向けた具体的な働きかけを行っております。
	利子割 指摘12	実地監査した振興局等において、道民税利子割の申告書の精査や記載が適正でなかった事案があった。また、現行の事務処理体制では、課税標準額と税額のチェックが万全とはいえない。道税システムのエラー表示の改定の検討を含めて、チェックリストを定めるなど、精査の体制を改善すべきである。	指摘のあった振興局に対しては平成23年3月に個別指導を行いました。 また、7月の事業税係長会議で、道民税利子割申告書については、チェック体制の強化をするなど税額等の精査に努めるよう全道に指示しました。 8月及び10月に実施した道税事務指導において、全ての振興局等で申告書が適正に精査されていることを確認できたことから、費用の伴う道税システムのエラー表示等の修正には行わず、今後も指導事項として引き続き点検することとしました。
個人事業税	意見13	振興局等において独自に判定項目が定められている個人事業税不動産貸付業・駐車場業判定調査カードについては、今後調査確認のための統一的な手続及び基準を要領で定めるべきである。	個人事業税不動産貸付業・駐車場業判定調査カードについて、調査確認のための統一的な手続及び基準となるよう「個人事業税事務処理要領」を改正し、平成23年9月20日で総合振興局等へ通知しました。
	意見14	個人事業税不動産貸付業・駐車場業判定の事業規模の判定を行うにあたっては、決算書等の添付がない場合には、納税者等へ電話や文書で確認すべきである。	個人事業税不動産貸付業・駐車場業判定の事業規模の判定を行う調査方法が明確となるよう、「個人事業税事務処理要領」と「個人事業税各種調査要領」を改正し、平成23年9月20日に総合振興局等へ通知しました。
法人事業税	指摘15	一部の振興局等においては、自主課税法人所得調査カードの「調査結果の概要」に記載がなかったことから、「自主課税法人の調査の手引」に基づき適切に記載すべきである。	指摘を受けた振興局等に対しては平成23年3月に指導を行い、事務指導において適正に執行されていることを確認しました。 また、7月の事業税係長会議で適正な事務処理を徹底するよう全道に周知を行いました。
	意見16	自主課税法人に関する現地調査については、調査が未実施の地域や法人区分が生じないよう方針を定めた上で、実施すべきである。	自主課税法人に関する現地調査は全ての振興局等で実施するよう、平成23年7月の事業税係長会議及び同年8月11日付け主幹事務連絡で調査方法などを指示しました。
	意見17	自主課税法人調査に係わる机上調査の省略について、より慎重に取り扱う方向で、明確な考え方を定めるべきである。	自主課税法人調査に係わる机上調査方法を実施するよう「自主課税法人の手引」を改正し、平成23年9月22日総合振興局等へ通知しました。
不取動産税	指摘18	一部の振興局等においては、承継取得に係わる課税客体について、市町村からの通知に基づくデータ入力と税の調定手続きとの作業手順が適切でなかったことから、今後は適正な事務処理を徹底すべきである。	指摘を受けた振興局に対しては、平成23年4月に個別指導を行いました。 また、平成23年6月の不動産取得税係長会議において、事務処理の適正化について周知を行うとともに、平成23年度道税事務指導の指導事項として指導を行い、適正に執行されていることを確認しました。
	意見19	原始取得及び承継取得に関して、市町村長から通知された資料の一件別処理に係わる管理方法が、振興局等間で統一されていないことから、本庁からの通達などにより、統一すべきである。	課税客体の管理方法については、平成23年6月の不動産取得税係長会議において、本庁が示している不動産取得税事務処理要領(通達)及び同様式に統一して事務処理を行うよう、周知を行うとともに、平成23年度道税事務指導の指導事項として指導を行い、適正に執行されていることを確認しました。
	指摘20	一部の振興局等において、自動車を解体した場合における課税客体から除却について、納税義務の消滅日を自動車リサイクル法による証明書の「引取り日」ではなく、「前回の車検の有効期限」として誤って処理している事案があったことから、今後は適正な事務処理を徹底すべきである。	指摘を受けた振興局に対しては、平成23年6月に個別指導により徹底を図りました。 また、係長会議で事例について説明し事務処理の徹底を図りました。 (課税の遡及適用:件数23件、課税額120,800円)
	意見21	身体障害者に係る「自動車税課税免除現況回答書」について、実態確認件数を増加すべきである。	実態確認については、平成23年6月の自動車税係長会議において、確認対象者の絞込みを行った上で住所調査等の他の調査と合わせて効果的に実施することにより確認件数を増加させるよう指示しました。 なお、平成21年度221件の確認件数は平成23年12月末現在250件と増加しております。
	意見22	自動車税の課税について、定期保留(車検切れによる課税保留)件数を縮減すべきである。	車検切れの自動車に対する課税保留に関しては、使用しなくなった自動車の抹消登録を促進することが課税保留件数の縮減につながることから、車検が切れた自動車に対し年2回、抹消登録を促すダイレクトメールを郵送する取組みを行っており、今後もこの取組みを行うとともに、あらゆる広報媒体を活用して周知を行い、抹消登録の促進を図ります。

平成22年度 北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置
 【特定のテーマ:道税の賦課及び徴収事務について】

区分	改善を要する事項	講じた措置	
自動車税	意見23	自動車税の納税通知書の返戻に対応する業務が多々となっている現状を改善するため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用するなどの有効な対策を講ずるべきである。	住民基本台帳法施行条例が改正されたことにより、平成23年4月から、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査を実施しています。
	意見24	新聞等マスメディアへの記事掲載の働きかけや、タイヤロックの予告など、滞納への牽制効果を持つ幅広い方策を引き続き推進すべきである。	納期内納税や差押強化月間などについて、新聞記事掲載への働きかけをはじめ、メールマガジンや、街頭大型ビジョン、広報誌ほっかいど、新聞広告、道税広報放送などを活用するとともに、インターネット公売実施などの滞納処分に関する情報についても新聞等メディアに積極的に提供したほか、14の総合振興局等において、8月発付の1次催告書の封筒に「重要」と表示するなど滞納への牽制効果を持つ方策に取り組みました。
	意見25	自動車税の電話相談の繁忙期（納付書発送日から納期限までの期間である5月）に係わる業務について、コールセンターなどによる民間開放や業務の集約を検討すべきである。	業務の集約については、平成24年度から札幌道税事務所に集約を行います。 繁忙期に係る業務の民間開放については、繁忙期（5月）のみの業務委託では人員削減に結びつかないことから、費用対効果の面で現段階では困難です。
	意見26	納税者の利便性の向上及び納期内納税率の向上の観点から、クレジット納税の導入を検討すべきである。	クレジット納税は、納税者の利便性の向上に有効な手段であることから、納税者のニーズとともに既に導入している都県におけるクレジット納税利用状況などを注視しながら、導入に向けた検討を進めて参る。
核燃料税	指摘27	課税標準の算定基礎である核燃料の購入単価については、現在、調査が実施されていないが、他県の事案の調査、納税義務者への聞き取り、購入契約書等の確認などの方法で調査を実施すべきである。	平成22年度申告分について、平成23年8月に「核燃料価額明細」の写しの提出を受け、申告内容と一致していることを確認しました。 また、平成23年12月に課税標準調査を実施し、平成22年度申告分に係る請求書、契約書等を精査した結果、適正に申告されていることを確認しております。 なお、課税標準調査については、今後、毎年度実施することとしました。
道たばこ税	指摘28	一部の振興局等において、（財）地方自治情報センターに委託している「たばこ流通情報管理システム」の活用について、システムへの情報入力漏れがあり、また、不適合の確認等がなされていない事案があったことから、今後、適切な事務処理となるよう指導を徹底すべきである。	指摘を受けた振興局に対しては平成23年3月に個別指導を行いました。 また、7月の間税係長会議で「たばこ流通情報管理システム」への情報入力漏れなどについて全道に周知するとともに、平成23年度道税事務指導の指導事項として指導を行い、該当する振興局については適正に執行されていることを確認しました。
ゴルフ場利用税	指摘29	ゴルフ場の利用料金の表示が徹底されていないので、納税義務者に対する指導を強化すべきである。	平成23年7月の間税係長会議において、今年度中に各ゴルフ場の利用料金の表示について確認を行い、表示がない場合には特別徴収義務者を指導するよう指示しました。 また、平成23年5月に開催された北海道ゴルフ場支配人会において利用料金の表示義務について周知を図りました。
	意見30	課税標準に係る実地調査が不十分であると思われるので、今後は、厳格にかつ計画的に実施すべきである。	平成23年7月の間税係長会議において、全ての特別徴収義務者に対する調査を計画的かつ適正に行うよう全道に周知するとともに、平成23年度道税事務指導の指導事項として指導を行い、ゴルフ場が所在する振興局等で調査計画を立て実施していることを確認しました。
	意見31	特別徴収義務者の登録事項変更申請書については、事業年度途中における利用料金の改定に伴う等級変更の場合など、条例で義務付けられた提出に関する振興局等の指導がまちまちであったことから、条例の趣旨を徹底し、申請書の提出を指導すべきである。	平成23年7月の間税係長会議において、特別徴収義務者に対する指導を適正に行うよう全道に周知するとともに、平成23年度道税事務指導の指導事項として指導を行い、適正に執行されていることを確認しました。 また、平成23年5月に開催された北海道ゴルフ場支配人会において、適正な事務処理を行うよう周知を図りました。
軽油引取税	指摘32	一部の振興局等において、特別徴収義務者の実地調査が実施されていなかったため、調査対象者の選定基準を全道的に統一することも検討し、毎年実施すべきである。	指摘を受けた振興局に対しては平成23年3月に個別指導を行いました。 平成23年7月の間税係長会議において、調査を計画的に実施するよう全道に指示するとともに、平成23年度道税事務指導における指導事項とし、指導を行いました。 なお、調査は5年以上課税標準調査を行っていない特別徴収義務者を対象としました。
	指摘33	一部の振興局等において、不正軽油の通報を受けてから調査着手までに、長期間を要している事案があったことから、今後は、担当部署以外からの応援態勢の整備や勤務時間の柔軟化など、迅速に調査着手できる体制を整備すべきである。また、通報への対応や調査結果などを速やかにホームページ等で公開し、道の強い姿勢と通報制度の存在意義を広く道民へ周知すべきである。	平成23年7月の間税係長会議において、通報事案の早期処理に努めるよう全道に周知するとともに、平成23年度道税事務指導の指導事項として指導を行い、適正に執行されていることを確認しました。 なお、必要がある場合には、本庁又は課税庁以外の振興局等が応援できる規定を適用するなど、調査体制の整備に努めます。 また、平成23年11月10日から、これまでの通報件数に加え、課税件数、課税額等についてもホームページ上で公開し、四半期をメドに情報を更新しています。

平成22年度 北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【特定のテーマ:道税の賦課及び徴収事務について】

区分	改善を要する事項	講じた措置
指摘	指摘34 一部の振興局等において、意図的な脱税事案に対する追跡調査の対象期間について、半年間または1年間としていた事案があったことから、最低でも過去3年間分は実施すべきである。	平成23年7月の間税係長会議において、対象期間は3年を基本とし課税の公平性を踏まえた適切な調査を実施するよう全道に周知するとともに、平成23年度道税事務指導における指導事項とし、指導しました。
	指摘35 一部の振興局等においては、免税証の保管方法が明確ではなかった。免税証は一種の金券と言えることから、保管に万全を期すべきである。	平成23年7月の間税係長会議において、免税証の適正な管理を行うよう全道に周知するとともに、平成23年度道税事務指導の指導事項として指導を行い、免税証は鍵のかかるロッカー等に保管するとともに、鍵の保管者を定め適正に管理されていることを確認しました。
滞納整理	指摘36 滞納の管理が担当者の恣意的な判断とならないよう、「徴収事務の手引」に基づき、管理職が定期的に滞納票を確認する手続きを徹底すべきである。	平成23年12月に「道税滞納票等の管理要領」を改正し、全滞納票について、毎月係長（主査）の確認を受け、管理職（課長等）は定期的に滞納票を決裁することとしました。
	指摘37 一部の振興局等において、預金等の差押えが迅速に行われていない事案が散見された。預金等の差押えについて、より早期に着手できるよう、「徴収事務の手引」等において、より迅速な意志決定手続きを統一すべきである。また、差押え解除の判断基準が緩いと思われるので、「徴収事務の手引」等において、より慎重な意志決定手続きを統一すべきである。	平成24年3月に「徴収事務の手引」を改訂し、預金等の差押えの時期の遅延を防止するほか、差押え解除の判断基準の具体例等を掲載しました。
	意見38 不動産取得税の高額滞納事案削減のため、特に不動産の転売において、売却資金が事業資金に流用され、納税資金が確保されていない事案が多いことから、転売前により迅速な対応ができるよう、納税通知書の送付時期の見直しなどの体制を整えるべきである。また、高額な不動産取得税が発生することを把握した時点で、不動産取得税の事前通知を行うことを検討すべきである。	早期課税については、高額滞納事案となることが見込まれる情報を入力した場合には、通常の事務処理の手順にとらわれることなく、迅速な課税処理に努めるよう、平成23年6月の不動産取得税係長会議において周知徹底を図りました。 また、事前通知については、実施していなかった振興局等についても見直しを行い、11月から実施しています。
	指摘39 一部の振興局等において、納付が一度もないにも係わらず換価猶予の延長を行っていた事案があったが、徴収の公平の観点から適切ではないと思われることから、「徴収事務の手引」等において、換価猶予の延長に係わる判断基準を、より厳格に統一すべきである。	平成24年3月に「徴収事務の手引」を改訂し、換価猶予の延長に係る具体的な判断基準例を掲載しました。
	意見40 換価猶予に係わる決定や取消しの決定手続きについて、振興局等において統一的な事務処理が行われていないことから、公平な滞納整理事務を行うため「徴収事務の手引」等において統一すべきである。	平成24年3月に「徴収事務の手引」を改訂し、換価猶予の決定及び取消しに係る手続きを掲載しました。
	指摘41 一部の振興局等において、滞納処分停止決定書への添付が義務付けられている「一人別滞納給付票」が添付されずに、経過の確認をすることなく滞納処分の停止決定がなされていたことから、適切な事務処理について、指導を徹底すべきである。	滞納処分の停止事務処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう、平成23年7月の徴収対策会議において全道に周知したほか、平成23年度道税事務指導における指導事項とし、指導を行いました。
	意見42 徴収の公平の観点から、延滞金の徴収の状況について「税務統計」等において、広く道民に開示すべきである。	平成23年度税務統計において開示しました。
組織・研修	意見43 特に滞納整理業務に係わる実務的な研修を充実させるとともに、全道的な業務改善会議を開催すべきである。	研修の充実については、毎年度実施している実務研修の内容をより実務的な内容とするため、9月に行った徴収実務研修において、模擬調査における調査対象者を拡充したほか、9月に行った課税実務（間税）研修においては、調査技術向上のため、外部から講師を招き講義を行うとともに、8月から9月にかけて行った課税実務（不動産取得税）研修においては、課税免除についての講義を追加して実施しました。 また、事務処理の統一化を図るため、年間を通じて事務処理要領、通達等を見直し、改正の都度、道税イントラへの掲載を行いました。 さらに、法制担当において、賦課徴収事務を行うに当たったの根拠規範について、その全体像及び各規範の位置づけ等を学習し体系的な理解を深めることを目的とした研修を各実務研修内に追加して実施しました。 業務改善会議の開催については、6月から7月にかけて実施した7つの全道係長会議等において、事務改善を議題として意見交換等を実施したところであり、合計で7件の事務改善の提案があり、そのうち3件については実際に事務改善を行いました。
	意見44 各振興局等で行われている収納管理事務等、納税者との面接がない文書や電話対応及び電算処理などの内部事務については、行政サービスの維持に配慮しながら、事務の効率化の観点から、全道集約すべきである。この場合、今後増加が想定される税務職員の再任用職員の活用などによる、事務の効率化を検討すべきである。	平成24年度には自動車二税に関する業務の全道一元化を図ったところである。今後も引き続き事務の効率化の検討を進めて参る。

平成22年度 北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【特定のテーマ:道税の賦課及び徴収事務について】

区分	改善を要する事項	講じた措置
	<p>意見45 高額滞納整理組織の創設を検討すべきである。</p>	<p>高額滞納整理組織を新たに創設することについて検討しましたが、道では、職員数適正化計画に基づき職員数適正化の加速化に取り組んでいることから、新たな組織は設置しないこととしました。 高額滞納については、これまで振興局等に高額滞納事業を専任する職員を配置して対応するとともに、必要に応じて本庁が整理方針を指導するなどして、整理促進に努めていますが、今後は、本庁が滞納事業の進捗状況を把握の上、未措置事業、長期滞納事業などについて、整理方針を振興局等とともに検討し、当該方針に基づく適切な措置について指導するなど、振興局等との連携を強化しながら、滞納整理の一層の促進に努めます。</p>
	<p>意見46 一般税の滞納整理については、徴収担当者個人の経験等に基づく判断や事務処理能力に頼った現在の「地区担当制」を見直し、分業化などによる「組織的な滞納整理」の導入を検討すべきである。</p>	<p>一般税の滞納が多く、組織的な滞納整理が効果的である札幌道税事務所税務管理部において、平成23年度から実施しています。</p>
徴税費	<p>意見47 (財)地方自治情報センターへの委託料については、その積算根拠が明確でないことや、センターからの情報も必ずしも有効に活用できていない事実もあることから、当該団体との協議や全国的な会議の場での問題提起などを通じて、負担金額の削減など、その有効性を検証すべきである。</p>	<p>平成23年5月に(財)地方自治情報センターに対して負担金額の削減を要望し、(財)地方自治情報センターより、「当センターでも各団体の財政状況の厳しさは、十分に理解しており、なるべく経費削減について努力しており、具体的には、平成24年度は、自動車税分配情報、地方消費税及び利子割システムの減額を予定している。」との回答を得ています。 なお、併せて、軽油流通情報管理システム等の利用の効率化及び使用実態に見合う費用負担の検討を要望しています。 平成24年度の負担金については、自動車税分配情報は約5%、地方消費税及び利子割システムは約2%減額される予定です。</p>
	<p>意見48 道税総合情報処理システムの電算処理業務に係わる委託料については、徴税費削減の観点から、業務を分離し一部を指名競争入札に移行する可能性を検討すべきである。</p>	<p>道税総合情報処理システムの電算処理業務については、軽油流通システムの入力委託業務を分離し、競争入札の導入に向けて検討を進めて参る。</p>
	<p>意見49 年間40万件発生し、多大なコストが生じている督促状の発行について、納期内納税率の向上及び公平の観点とともに、現在の道財政の状況も考慮し、督促手数料を徴収することを検討すべきである。</p>	<p>督促手数料の徴収は、納期内納税の向上の観点などから有効な手段の一つと考えるが、督促状を発行するためのプログラム修正など初期導入経費に1億円を超える経費を要するとともに、督促手数料に係る徴収費用等1億3千万を超える経常経費を要することが見込まれる一方、年間収入額は4千万円にとどまることなどを比較検討した結果、現時点では困難な状況であるが、引き続き督促手数料の徴収については研究を進めて参る。</p>
システム	<p>意見50 道税総合情報処理システムについて、他都府県の事例の研究や民間企業との共同研究などにより費用対効果等の検証を進め、システムの再構築を検討すべきである。</p>	<p>庁内の「大型汎用機の業務のあり方」検討WGにおける検討状況を踏まえるとともに、関係課との協議の上、引き続き、道税総合情報処理システムの再構築について研究を進めて参る。</p>
合 計		50件